

2019年1月1日以降に  
 満期を迎えるお客さまへ

# 自動車保険改定のご案内

平素より損保ジャパン日本興亜をお引き立ていただきありがとうございます。

損保ジャパン日本興亜では、2019年1月1日以降保険始期契約を対象に自動車保険の改定を実施しました。主な内容を次のとおりご案内しますので、ご確認のうえ、改定についてご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 1 商品改定の内容

### 1 代車等諸費用に関する改定

THEクルマの保険

SGP

- 事故時のレッカーけん引の有無によって補償内容が異なる「ロードアシスタンス運搬後諸費用特約」と「事故・故障時代車費用特約」を廃止し、「代車等諸費用特約(30日型)」に一本化します。これにより、代車費用・宿泊費用・移動費用・引取費用をまとめて補償します。
- ご契約の自動車、ロードアシスタンス特約のお支払いの対象となる事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、レッカーけん引された場合※1に、被保険者が負担された代車費用・宿泊費用・移動費用・引取費用をお支払いします。なお、事故の場合、代車費用保険金は走行不能とならないときもお支払いの対象となります。

特約名称	費用保険金	補償範囲				付帯条件
		事故		故障		
		レッカーけん引あり	レッカーけん引なし	レッカーけん引あり	レッカーけん引なし	
改定前 事故・故障時代車費用特約	代車費用	○	○	○	×	車両保険を適用している ご契約に付帯可能
	宿泊・移動・引取費用	×	×	×	×	
ロードアシスタンス 運搬後諸費用特約	代車費用	○	○	×	×	車両保険を適用していない ご契約も付帯可能
	宿泊・移動・引取費用	○	○	×	×	
改定後 New 代車等諸費用特約 (30日型)	代車費用	○	○	○	×	車両保険を適用していない ご契約も付帯可能
	宿泊・移動・引取費用	○	○	×	×	

ポイント!

事故・故障時代車費用特約のみ付帯されていたお客さま

宿泊・移動・引取費用も補償の対象になります!

ロードアシスタンス運搬後諸費用特約のみ付帯されていたお客さま

事故の場合、レッカーけん引されないときも代車費用が補償の対象になります!

#### 代車費用※2

- 1事故につき1日あたり5千円~1.5万円※3
- お支払対象期間:30日

#### 宿泊費用

 1事故1被保険者につき  
 1万円限度

#### 移動費用

 1事故1被保険者につき  
 2万円限度※4

#### 引取費用

 1事故につき  
 15万円限度※5

※1 法令上の走行不能時に自力でご契約の自動車を移動し、修理工場に入庫した場合を含みます。

※2 修理などでご契約の自動車を使用できない期間など所定のお支払いの対象となる期間のレンタカー費用がお支払いの対象となります。

ただし、損保ジャパン日本興亜の指定するレンタカー事業者のレンタカーを利用した場合に限ります。なお、お支払いの対象となる期間は「レンタカーのご利用開始日からその日を含めて30日」を限度とし、事故発生日などの翌日から起算して1年以内に限りま。

※3 保険証券(または保険契約継続証)記載の保険金額を限度とします。更改や車両入替等一定の条件を満たす場合には、1.5万円超の金額で設定することができます(新規・増車時は1.5万円限度となります。)。

※4 タクシー・レンタカーを利用した場合は1事故1台につき2万円限度となります。

※5 修理工場などへご契約の自動車を引き取るために要した往路1名分の交通費に限りお支払いの対象となります。

(注)この特約により「ロードアシスタンス」の「宿泊移動サポート」のサービスメニューをご利用いただけます。詳しくは取扱代理店へお問い合わせください。


**【「ロードアシスタンス運搬後諸費用特約」または「事故・故障時代車費用特約」を付帯されていたお客さま】**

満期後のご契約には「代車等諸費用特約(30日型)」を付帯しておすすめしています。補償内容が拡充されることにより、保険料が値上がりとなる可能性があります。

New

### 代車費用の補償日数短縮特約(15日型)

- 「代車等諸費用特約(30日型)」の代車費用保険金のお支払いの対象となる期間を「レンタカーのご利用開始日からその日を含めて15日」に短縮する特約を新設します。

## 2 対物全損時修理差額費用特約の改定

THE クルマの保険

SGP

- 対物賠償責任保険を適用したご契約において、これまでオプションの特約であった対物全損時修理差額費用特約を自動セットとし、より多くのお客さまに對物事故の際の安心をお届けします。

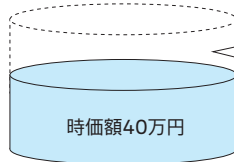
(注) 記名被保険者が法人の場合、またはご契約の自動車の用途車種が二輪自動車・原動機付自転車の場合は引き続きオプションとします。

対物賠償責任保険では、事故で相手自動車の修理費が時価額を超えた場合であっても、時価額までしか補償されません。この場合、相手方との交渉が難航し、早期解決が困難になる可能性や、修理費と時価額の差額を負担するように相手方がお客さまへ直接連絡するなど、トラブルになるケースがあります。また、近年、車両保有の長期化に伴い時価額の低い車が増加しており、このようなケースが生じる可能性が高まっています。こうしたトラブルを未然に防止するため、対物全損時修理差額費用特約を自動セットとしました。

(例) 過失割合 お客さま100%:相手0%  
相手の自動車の修理費 70万円  
時価額 40万円

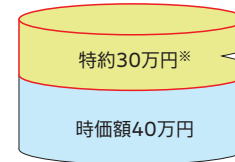


対物全損時修理差額費用特約を付帯していない場合



時価額を超える修理費は補償されません。

対物全損時修理差額費用特約を付帯している場合



時価額を超える修理費も補償されるため安心です!  
※50万円を限度とします。

## 3 運転者限定特約の改定

THE クルマの保険

SGP

New

- 参考純率の改定に伴い、運転者限定特約(家族)を廃止し、運転者限定特約(本人)\*を新設します。運転者限定特約(本人)\*の割引率は約7%です。
- 運転者限定特約(本人・配偶者)の割引率を約7%から約6%に変更します。

※THE クルマの保険かつご契約の自動車が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車の場合のみ対象です。ただし、記名被保険者が運転免許証所持者または国際運転免許証所持者である場合に限ります。

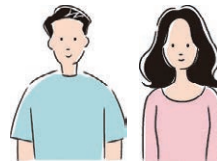
設定例(THE クルマの保険)

運転される方は?



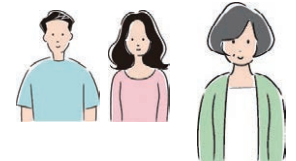
記名被保険者のみ

New  
運転者限定特約(本人)  
割引率:約7%



記名被保険者とその配偶者のみ

運転者限定特約(本人・配偶者)  
割引率:約6%



左記以外の方を含む

運転者限定特約なし

ポイント!

改定前に運転者限定特約(本人・配偶者)を付帯されていたお客さまで、実際に運転される方が記名被保険者のみの場合は、運転者限定特約(本人)を選択いただくことが可能です!

## 4 弁護士費用特約の改定

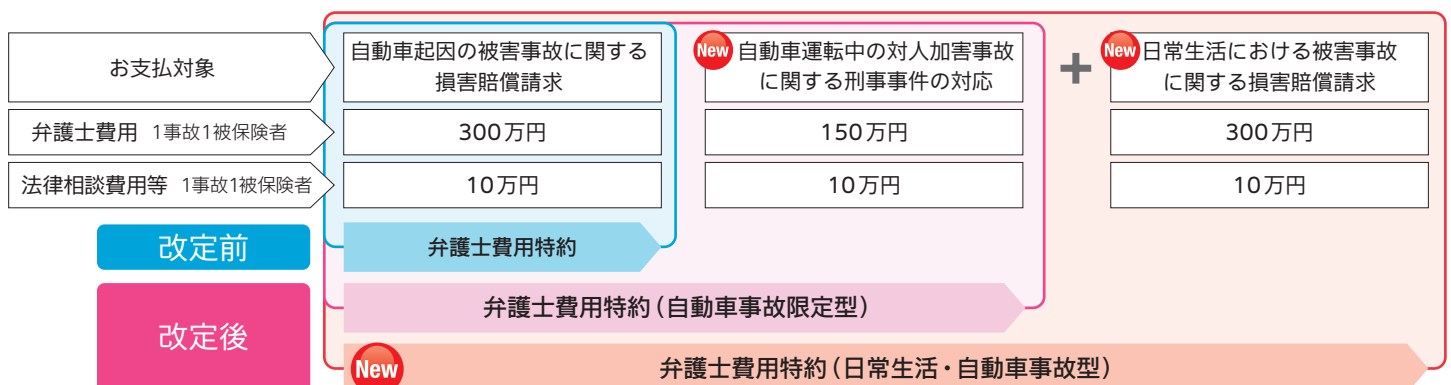
THE クルマの保険

SGP

- 日常生活などでの被害事故に関する損害賠償請求も対象とする「弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)」を新設します。
- 現行の弁護士費用特約を「弁護士費用特約(自動車事故限定型)」へ名称変更します。
- 自動車を運転中\*1の対人加害事故により、刑事事件の対応を行うために生じた刑事弁護士費用\*2および刑事法律相談費用を保険金の支払いの対象に追加します。

\*1 記名被保険者が法人の場合はご契約の自動車を運転中の場合に限ります。

\*2 「①相手方が死亡した場合」「②被保険者が逮捕された場合」「③被保険者が刑事訴訟をされた場合(略式命令(罰金等)の請求をされた場合を除きます。)」のいずれかに該当する場合に限ります。



日常生活における被害事故の事例

- ◆ 歩行中に、スマートフォンを操作しながら運転してきた自転車にはねられ、怪我をしました。
- ◆ 歩道を歩いていたら、マンションから物が落ちてきて怪我をしました。

- 自動車の保有年数の長期化により故障損害への備えに対するニーズが高まっていることを踏まえ、故障運搬時車両損害特約を新設します。
  - この特約は、ご契約の自動車が故障により走行不能となり、レッカーけん引された場合に、ご契約の自動車の故障損害に対して、協定保険価額または100万円のいずれか低い額を限度に保険金をお支払いする特約です。  
(注)ご契約の自動車をレッカーけん引することについて、損保ジャパン日本興亜へ事前連絡した場合に限りです。
  - この特約は次のすべての条件を満たす場合に付帯可能です。
    - ・記名被保険者が個人のノンフリート契約であること
    - ・ご契約の自動車の用途車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車であること
    - ・ご契約期間が3年以内であること
    - ・ご契約期間の初日の属する月が初度登録(検査)年月の翌月から起算して60か月以上であること
    - ・車両保険を適用した契約であること
- (注)並行輸入車や構内専用車等の一部の車両を除きます。

## 6 ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約の対象契約の拡大

- 記名被保険者を個人だけでなく法人のノンフリート契約も対象とし、対象の用途車種を3車種から11車種に拡大します。  
対象車種:自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車、キャンピングカー、営業用乗用車(ハイヤー・タクシー)、営業用普通貨物車、営業用軽四輪貨物車、営業用小型貨物車
- (注)構内専用車を除きます。

## 7 その他の改定

- 各項目の詳細および下表以外の改定については取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にお問い合わせください。

項目	改定内容	対象商品
(1) 対人賠償責任条項・対物賠償責任条項における被保険者の拡大	●認知症等でドライバーの責任能力が否定された場合、その監督義務者等が責任を問われる可能性があるため、被保険者が責任無能力者であった場合は、その親権者や監督義務者等を被保険者に追加します。	THE クルマの保険 SGP
(2) 人身傷害保険に関する改定	●人身傷害入院時諸費用特約をSGPにも付帯可能とします。 ●人身傷害条項における入院生活サポート費用保険金のお支払いの対象となる期間を、これまでの「事故日からその日を含めて5日目を降90日間」から「事故日からその日を含めて180日以内」に変更します。なお、入院生活サポート費用保険金はTHE クルマの保険のみ対象です。	THE クルマの保険 SGP
(3) 車両保険における全損時諸費用保険金の改定	●車両保険の全損時諸費用保険金のお支払金額の下限を10万円に設定し、全損時の補償を拡充します。 <改定前> 車両保険金額の10%(20万円限度) <改定後> 車両保険金額の10%(20万円限度)または10万円のいずれか高い額	THE クルマの保険 SGP
(4) 車両新価特約の改定	●ご契約の自動車がリースカーの場合も付帯可能とします。 ●車両新価特約の再取得時諸費用保険金のお支払金額の下限を20万円に設定し、車両新価特約の補償を拡充します。 <改定前> 新車価格相当額の20%(40万円限度) <改定後> 新車価格相当額の20%(40万円限度)または20万円のいずれか高い額	THE クルマの保険 SGP
(5) ロードアシスタンス特約に関する改定	●被保険者の範囲を拡大し、現行の「所有者」のみから「所有者」、「記名被保険者」または「ご契約の自動車に搭乗中の方」に拡大します。なお、ロードアシスタンス事業用特約も同様とします。 ●「ご契約の自動車の自動車検査証に記載された有効期間の満了する日の翌日以後の期間」に行われた応急処置および運搬に要した費用は対象外としていましたが、ご契約の自動車が車検切れであっても、事故・故障等のトラブルに起因して走行不能となった場合は対象とします。 ●現行、ご契約の自動車の盗難(一部盗難は除きます。)は保険金のお支払いの対象外としていましたが、盗難後に発見された場合に要した運搬費用を対象とするよう改定します。ただし、ご契約の自動車の用途車種が二輪自動車または原動機付自転車である場合は、車両条項に合わせ、保険金のお支払いの対象外とします。	THE クルマの保険 SGP
(6) 個人賠償責任特約の改定	●慣習上、家族間の損害賠償請求がほとんど行われていない社会実態を踏まえ、家族間の損害賠償請求を保険金のお支払いの対象外とします。	THE クルマの保険 SGP

## 2 保険料の改定

## 1 ゴールド免許割引の改定

- 運転者限定特約(本人)が付帯されている場合、割引率を12%から15%に拡大します。

## 2 6(S)・7(S)等級の割増引率の改定

- 参考純率の改定にあわせ、6(S)等級および7(S)等級の年齢条件区分を廃止し、それぞれの等級に適用する割増引率を一本化します。

改定前

等級		年齢条件				対象外
		全年齢補償	21歳以上補償	26歳以上補償	35歳以上補償*	
6(S)	割増引率	28%割増	3%割増	9%割引	12%割引	4%割増
7(S)	割増引率	11%割増	11%割引	40%割引		39%割引



改定後

等級		年齢条件を問わず
6(S)	割増引率	4%割増
7(S)	割増引率	34%割引

※THE クルマの保険のみ対象

- 新車割引の割引率を下表のとおり改定します。  
割引率が拡大している場合は**赤文字**、割引率が縮小している場合は**青文字**で表記しています。

改定前

<自家用普通乗用車・自家用小型乗用車>

初度登録年月からの経過月数※1	等級 事故有係数適用期間	割引率			
		対人	対物	傷害	車両
25か月以内	6(S)-0年※2	19%	18%	29%	21%
	7(S)-0年	6%	5%	18%	11%
	上記以外				
26~49か月					

<自家用軽四輪乗用車>

初度登録年月からの経過月数※1	等級 事故有係数適用期間	割引率			
		対人	対物	傷害	車両
25か月以内	6(S)-0年※2	14%	16%	29%	10%
	7(S)-0年	1%	3%	18%	2%
	上記以外				
26~49か月					

改定後

<自家用普通乗用車・自家用小型乗用車>

初度検査年月からの経過月数※1	等級 事故有係数適用期間	割引率			
		対人	対物	傷害	車両
25か月以内	6(S)-0年※2	<b>37%</b>	<b>34%</b>	<b>40%</b>	<b>39%</b>
	7(S)-0年	<b>15%</b>	<b>14%</b>	<b>25%</b>	<b>17%</b>
	上記以外	6%	5%	18%	10%
26~49か月					

<自家用軽四輪乗用車>

初度検査年月からの経過月数※1	等級 事故有係数適用期間	割引率			
		対人	対物	傷害	車両
25か月以内	6(S)-0年※2	<b>25%</b>	<b>28%</b>	<b>45%</b>	<b>28%</b>
	7(S)-0年	<b>10%</b>	<b>12%</b>	<b>25%</b>	<b>9%</b>
	上記以外	1%	3%	18%	1%
26~49か月					

※1 初度登録年月(または初度検査年月)の翌月から起算して、ご契約期間の初日の属する月までの期間をいいます。

※2 事故有係数適用期間が0年以外の場合は「上記以外」の割引率を適用します。

(注)ご契約期間が1年を超えるご契約の場合、各保険年度の初日の属する月をご契約期間の始まる月として、保険年度ごとに割引の適用可否を判定します。なお、6(S)等級および7(S)等級に対する割引率は初年度のみ適用します。

4 全体的な保険料水準について

- 損害保険料率算出機構が2017年5月に実施した参考純率改定に伴い、6(S)・7(S)等級の割増引率の改定、運転者限定特約(家族)の廃止および運転者限定特約(本人・配偶者)の割引率縮小を行います。
- 全体的な保険料の水準は、直近の損保ジャパン日本興亜の収支状況を踏まえ、変更しておりません。
- ただし、ご契約条件によっては保険料が上がる場合がありますので、ご契約の際は保険契約申込書等に記載のご契約条件および保険料をご確認ください。

新商品・おすすめサービスのご案内

乗りたいときに、  
乗りたい分だけ。



POINT 1



クルマを借りる  
ときの自動車保険

POINT 2



12時間/400円  
からの申込み

POINT 3



スマートフォン・PCから  
手続き可能

POINT 4



修理費用等の  
補償も充実※  
※基本・安心プランのみ

はじめました!

乗るピタ!のお申込み・詳細のご案内はこちら

乗るピタ! 12時間

検索



無料! こんなお悩みがある方にはピッタリ!  
▶最新の地図情報で走行ルート調べたい。  
▶知らない場所でも安全なルートで走行したい。  
▶安全運転を意識して、楽しくドライブしたい。

いつもの運転を楽しく安全に。  
もしもの事故も頼れる安心を。

あなたのカーライフを変える  
カーナビアプリ

ダウンロードは  
こちらから



iPhoneはこちら



Androidはこちら



ポータブルスマイリングロード



★「THE クルマの保険」は個人用自動車保険、「SGP」は一般自動車保険、「乗るピタ!」はドライバー保険に時間単位型ドライバー保険特約を付帯した契約のペットネームです。  
★このご案内は、改定の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。なお、ご契約の際には、必ず「重要事項等説明書」「ご契約のしおり(約款)」「パンフレット兼重要事項等説明書」などをご確認ください。